

第3回 早島町上下水道料金等審議会

(1) 料金体系の設定

令和8年1月9日

早島町庁舎3階全員協議会室

目次

1. 前回の振り返り

2. 料金体系の設定

(1) 総括原価の分解

(2) 総括原価の準備料金及び水量料金への配分

(3) 総括原価の配賦

1. 前回の振り返り 【料金水準の算定】

【総括原価の算定（企業債借入率80%）】

(千円)

資産維持率		R8	R9	R10	R11	R12	合計
営業費用 ①	原水及び浄水費	64,923	65,362	65,413	65,674	65,919	327,291
	配水及び給水費	39,917	40,237	40,559	40,884	41,212	202,809
	総係費等	29,121	29,352	29,585	29,820	30,055	147,933
	減価償却費	59,804	68,485	72,959	76,974	80,194	358,416
	資産減耗費	4,500	4,500	4,500	3,000	3,000	19,500
資本費用 ②	支払利息	13,239	19,797	23,376	26,118	28,780	111,310
	資産維持費	0	0	0	0	0	0
控除収益 ③		32,958	32,931	32,904	32,876	32,848	164,517
総括原価①+②-③ (資産維持費算入前)		178,546	194,802	203,488	209,594	216,312	1,002,742

**料金算定期間（5年間）において、
総括原価と均衡を保つよう水道
料金を設定する。**

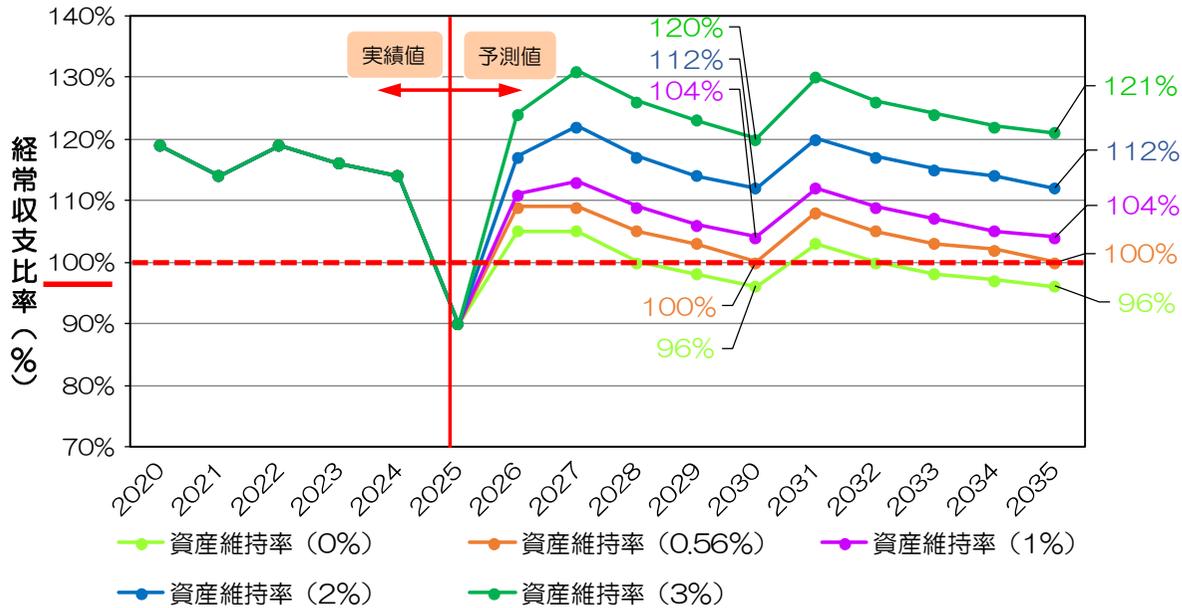
総括原価（資産維持費算入後） 前提条件を満たす最小値 →	(資産維持率3%)	1,314,137
	(資産維持率2%)	1,210,337
	(資産維持率1%)	1,106,542
	(資産維持率0.56%)	1,060,867
	(資産維持率0%)	1,002,742

*算定期間5年間（R8年～R12年）の合計値を算出

※ 資産維持率は、創設時期や施設の更新状況を勘案して各水道事業者が決定する。
(上記は参考として例示)

1. 前回の振り返り 【料金水準の算定】

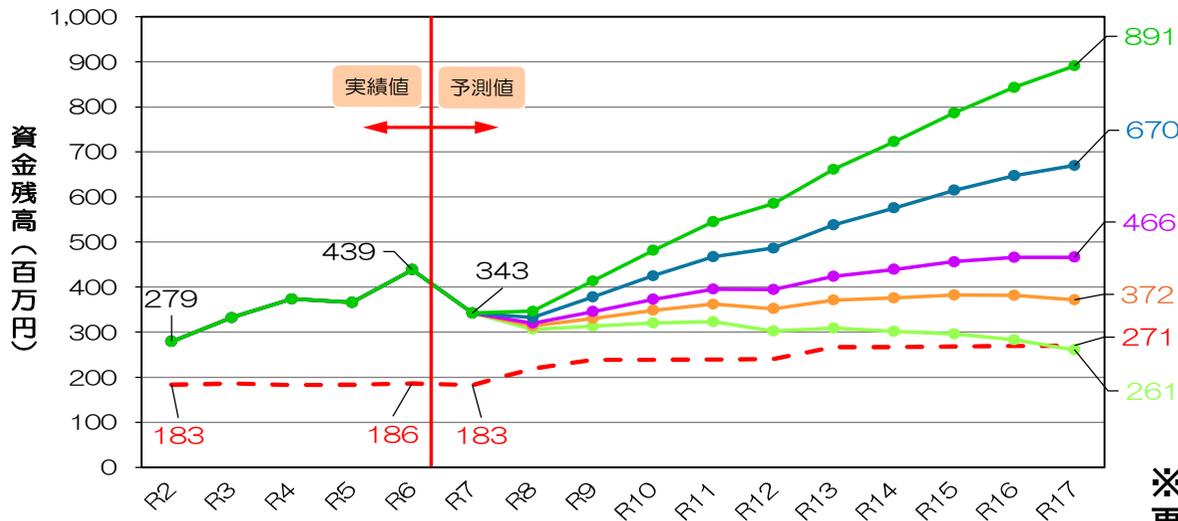
【経常収支比率（企業債借入率80%）】



- ⑤資産維持率3%（平均改定率70%） → ○
 - ④資産維持率2%（平均改定率56%） → ○
 - ③資産維持率1%（平均改定率43%） → ○
 - ②資産維持率0.56%（平均改定率37%） → ○
 - ①資産維持率0%（平均改定率30%） → ×
- 経常収支比率100%（黒字と赤字の分岐）

※経常収支が100%以上を確保できている場合に○

【資金残高】



- ⑤資産維持率3%（平均改定率70%） → ○
 - ④資産維持率2%（平均改定率56%） → ○
 - ③資産維持率1%（平均改定率43%） → ○
 - ②資産維持率0.56%（平均改定率37%） → ○
 - ①資産維持率0%（平均改定率30%） → ×
- 資金の確保（事業収益1年分）

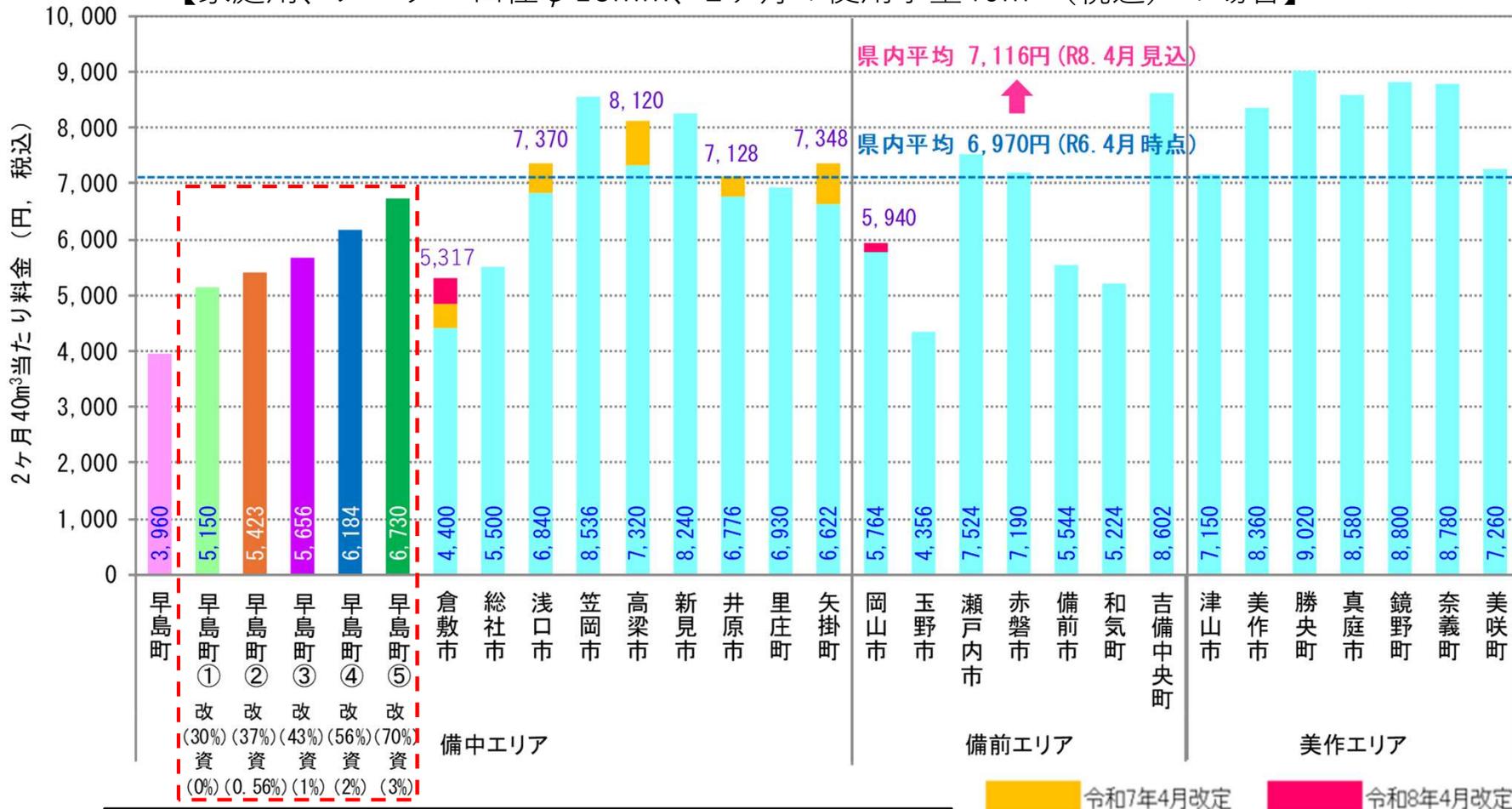
※資金残高が事業収益1年分以上確保できている場合に○

※ 資産維持率は、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定する。（上記は参考として例示） 4

1. 前回の振り返り 【料金水準の算定】

【県内市町村の水道料金の比較（企業債借入率80%）】

【家庭用、メーター口径φ13mm、2ヶ月の使用水量40m³（税込）の場合】



※改定後の料金は、目安であり次回以降の審議における料金体系の設定（基本料金・従量料金の配賦）により変動します。

令和7年4月改定 (Yellow) 令和8年4月改定 (Pink)
 [改：料金改定率 資：資産維持率]

備中エリア平均 6,512円 (R6.4月時点) 備前エリア平均 6,315円 (R6.4月時点) 美作エリア平均 8,279円 (R6.4月時点)
 備中エリア平均 6,845円 (R8.4月時点) 備前エリア平均 6,340円 (R8.4月時点)

1. 前回の振り返り 【料金水準の算定】

意見の総括

• 企業債借入率について

借入率80%と70%とを比較すると、長期的な視点で財政状況を考慮した場合、いずれの借入率も大差はないため、今回は、現状の借入率80%を維持し、収支の比率や資金残高を改善していくことが妥当である。

• 資産維持率について

資産維持率を高く設定すると、財政面は安定するが、料金の改定が大きくなるため、使用者の負担が増加する。一方で、資産維持率を0.56%とした場合、財政的な余裕が乏しく、物価変動が懸念される中で災害や道路陥没等のリスクを未然に防止する観点からは十分とは言い難い。

これらを総合的に勘案した結果、水道施設の適切な維持管理を継続的に行うためにも、資産維持率は1%程度が妥当である。

料金改定案

企業債借入率 80%を上限とする。

資産維持率1% を総括原価として算入する。

(料金平均改定率 43% 相当)

1. 前回の振り返り 【料金体系の検討】

意見の総括

• 水道料金体系について

水道料金体系の種類には「用途別」と「口径別」の二種類があるが、用途別から口径別へ移行した場合、水道料金が大きく変動し、利用者間の料金格差が拡大するおそれがある。

よって、現行の「用途別」の料金体系を維持し、料金単価のみを改定することが妥当である。

【早島町の水道料金表】

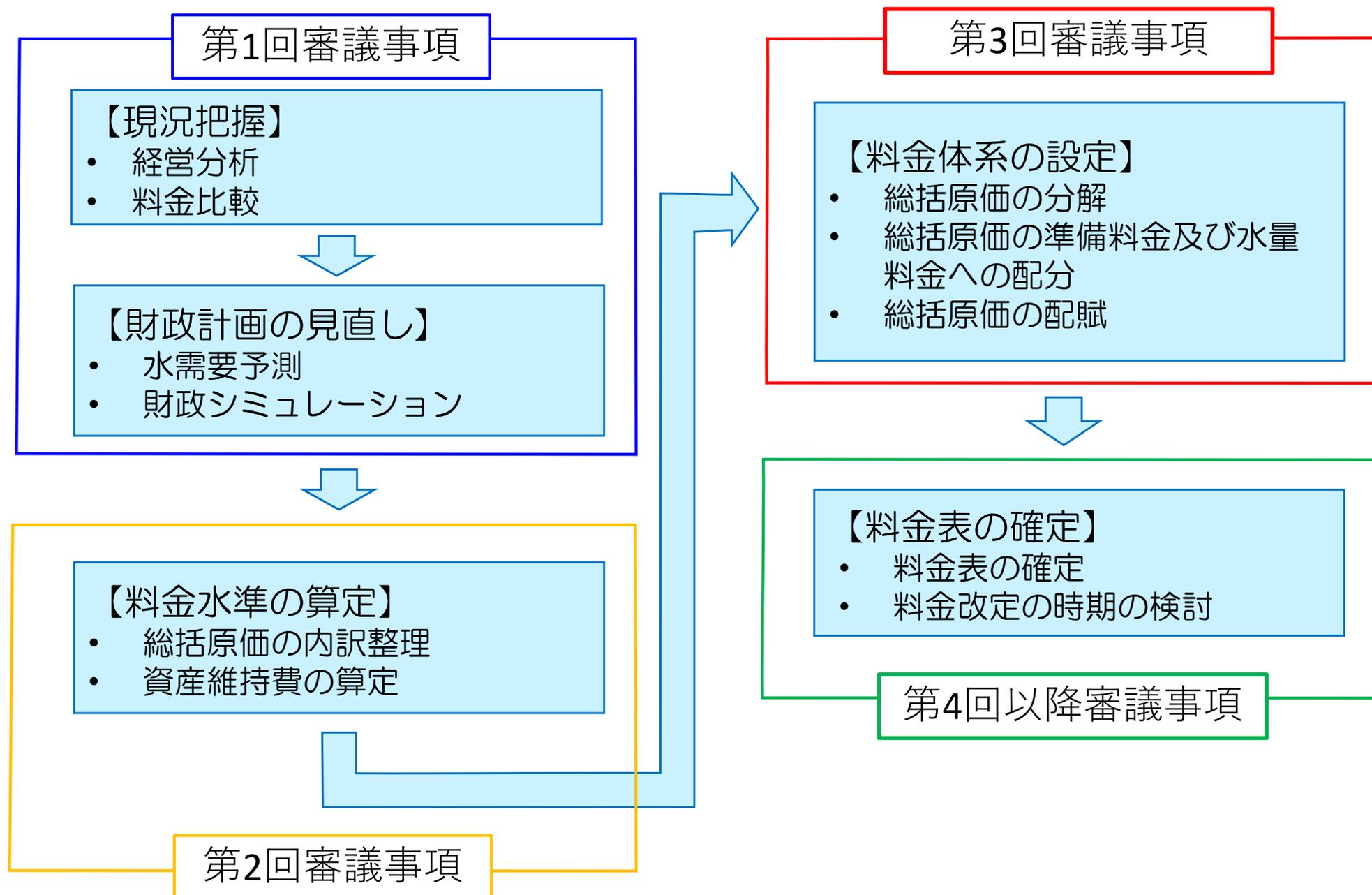
				(税抜)
用途	区分	使用水量	料金	
家事営業用	基本料金	1箇月 10m ³ まで	770円	安 ↓ 高
	超過料金 1m ³ につき	1箇月 10m ³ を超え30m ³ まで	103円	
		1箇月 30m ³ を超え50m ³ まで	117円	
		1箇月 50m ³ を超え100m ³ まで	131円	
		1箇月 100m ³ を超えるもの	145円	
臨時用		1m ³ につき	262円	

用途別

逓増型

水道料金体系のシステムは変更せず、料金単価のみを改定する。

1. 前回の振り返り【水道料金の算定フロー】



1. 前回の振り返り 【料金改定案による総括原価】

【改定案による総括原価】

資産維持率（1%）

（千円）

項 目		合計（R8～12）
営業費用 ①	原水及び浄水費	327,291
	配水及び給水費	202,809
	総係費等	147,933
	減価償却費	358,416
	資産減耗費	19,500
資本費用 ②	支払利息	111,310
	資産維持費（1%）	103,800
総括原価（控除前）	①+②	1,271,059
控除収益 ③		164,517
総括原価（控除後）	①+②-③	1,106,542

2. 料金体系の設定

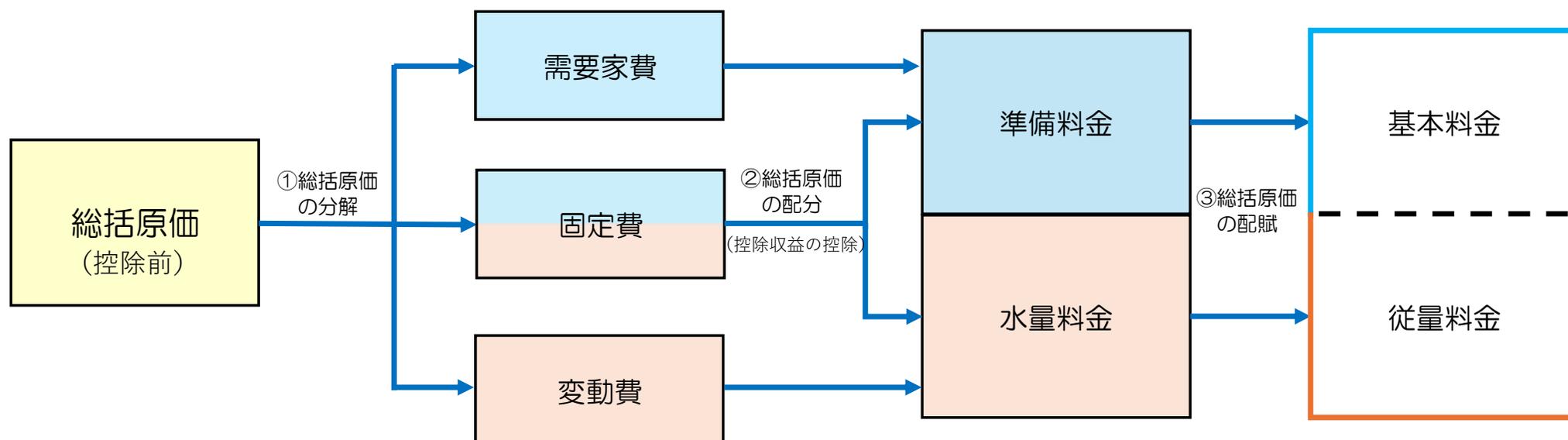
【全体フロー】

- ①総括原価の分解：総括原価を性質ごとに、需要家費、固定費、変動費に分解する。
- ②総括原価の配分：需要家費、固定費、変動費を準備料金（固定的な料金）、水量料金（変動的な料金）に配分する。
- ③総括原価の配賦：準備料金を基本料金に、水量料金を従量料金に配賦する。
※急激な変動を緩和するため、適当な緩和措置を講ずることができる。

①総括原価の分解

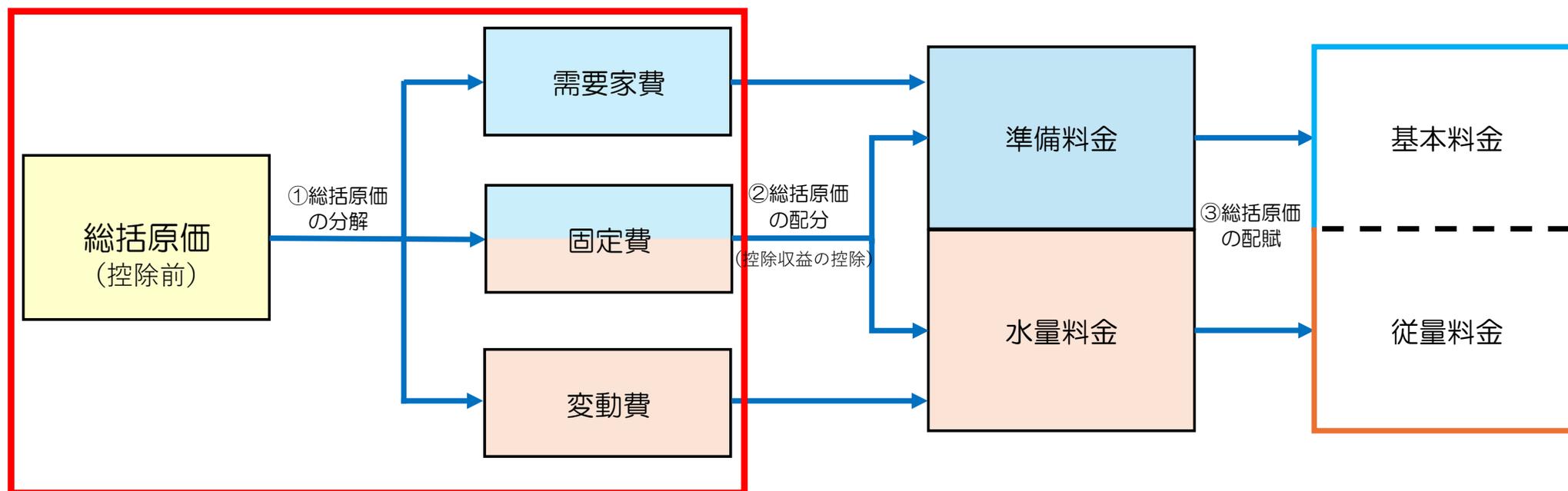
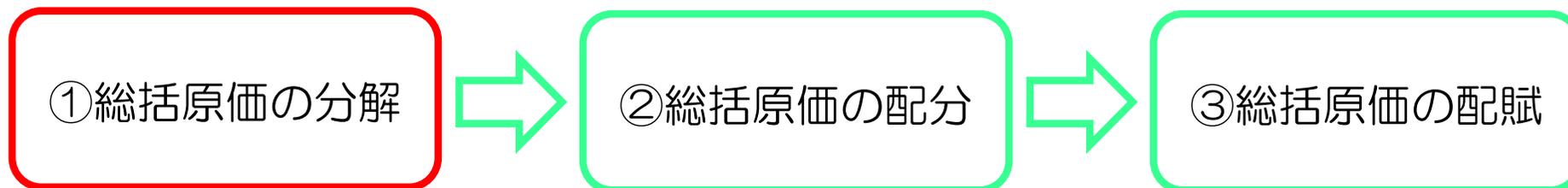
②総括原価の配分

③総括原価の配賦



2. 料金体系の設定 【①総括原価の分解】

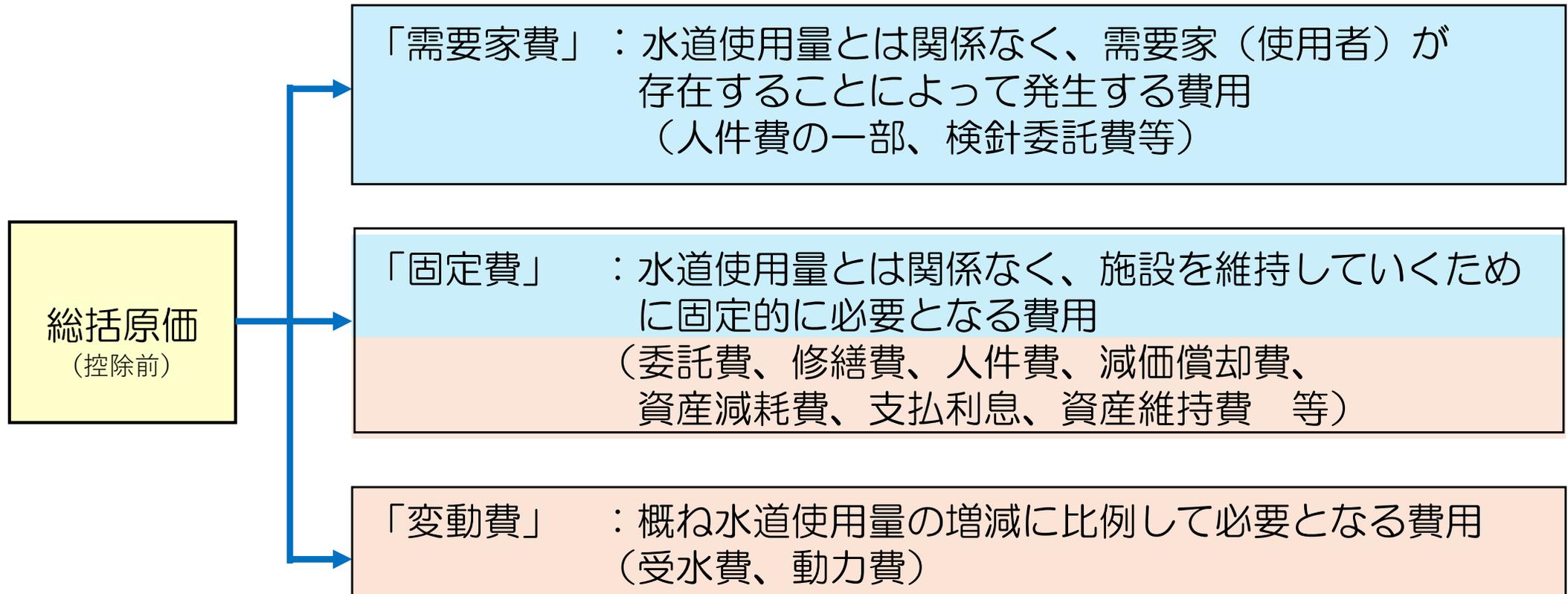
【①総括原価の分解】



2. 料金体系の設定 【①総括原価の分解】

【総括原価の分解の基本的考え方】

総括原価を性質ごとに、需要家費、固定費、変動費に分解する。



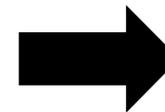
2. 料金体系の設定 【①総括原価の分解】

【総括原価の分解（分解結果）】

- 公益社団法人日本水道協会発刊の「水道料金算定要領」に従い、2026（令和8）年度～2030（令和12）年度の総括原価を、需要家費、固定費、変動費に分解した結果を示します。

項目			総括原価の区分			合計 (R8～R12)	
			需要家費	固定費	変動費		
営業費用	原水及び浄水費	受水費			●	327,291	
	配水及び給水費	管理・事務費	『配給水部門費』	●			401
		委託費	『配給水部門費』	●			97,170
		動力費			●		17,883
		修繕費	『配給水部門費』	●			87,355
	総係費等	人件費（賞与引当金等繰入額）		●			7,590
		人件費（その他）		●			91,653
		管理・事務費（保険料）		●			1,408
		管理・事務費（その他）		●			35,600
		委託費（検針料）		●			1,125
		委託費（その他）		●			4,427
		その他		●			6,130
	減価償却費	『配給水部門費』	●			358,416	
	資産減耗費	『配給水部門費』	●			19,500	
資本費用	支払利息	『配給水部門費』	●			111,310	
	資産維持費（1%）	『配給水部門費』	●			103,800	
計						1,271,059	

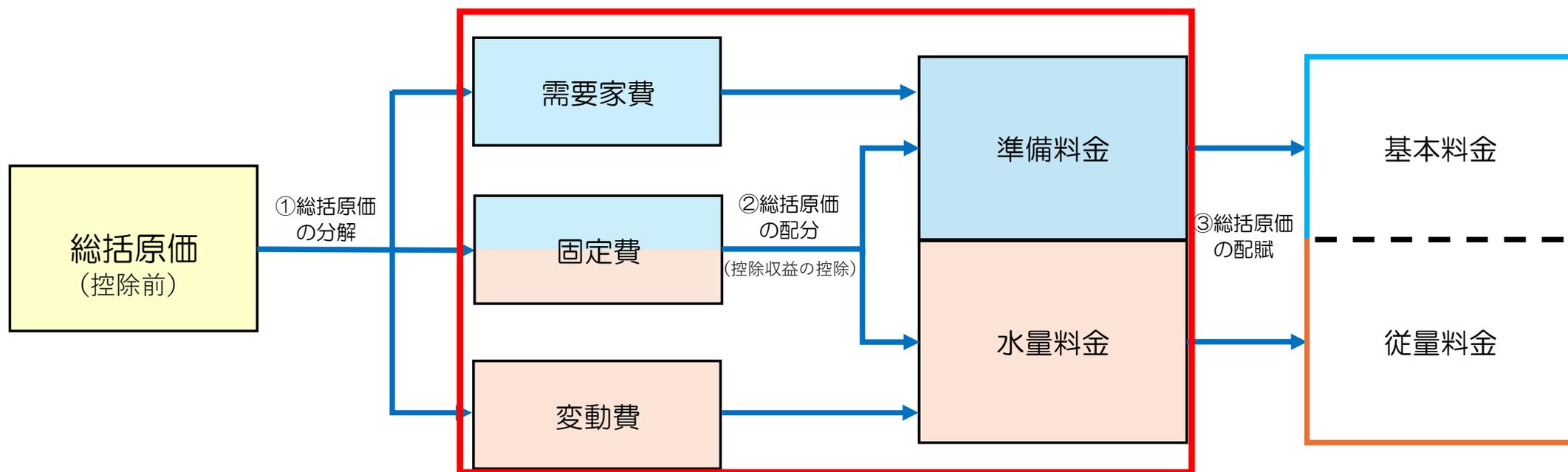
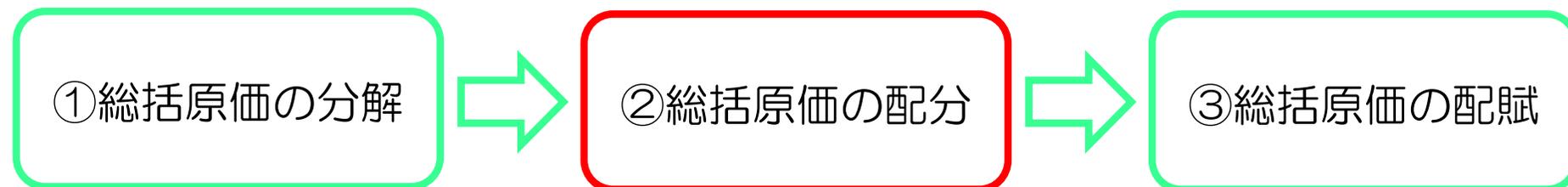
総括原価（控除前）
1,271,059千円



(千円)	
項目	合計（5年間）
需要家費合計	10,123
固定費合計	915,762
変動費合計	345,174
合計	1,271,059

2. 料金体系の設定 【②総括原価の配分】

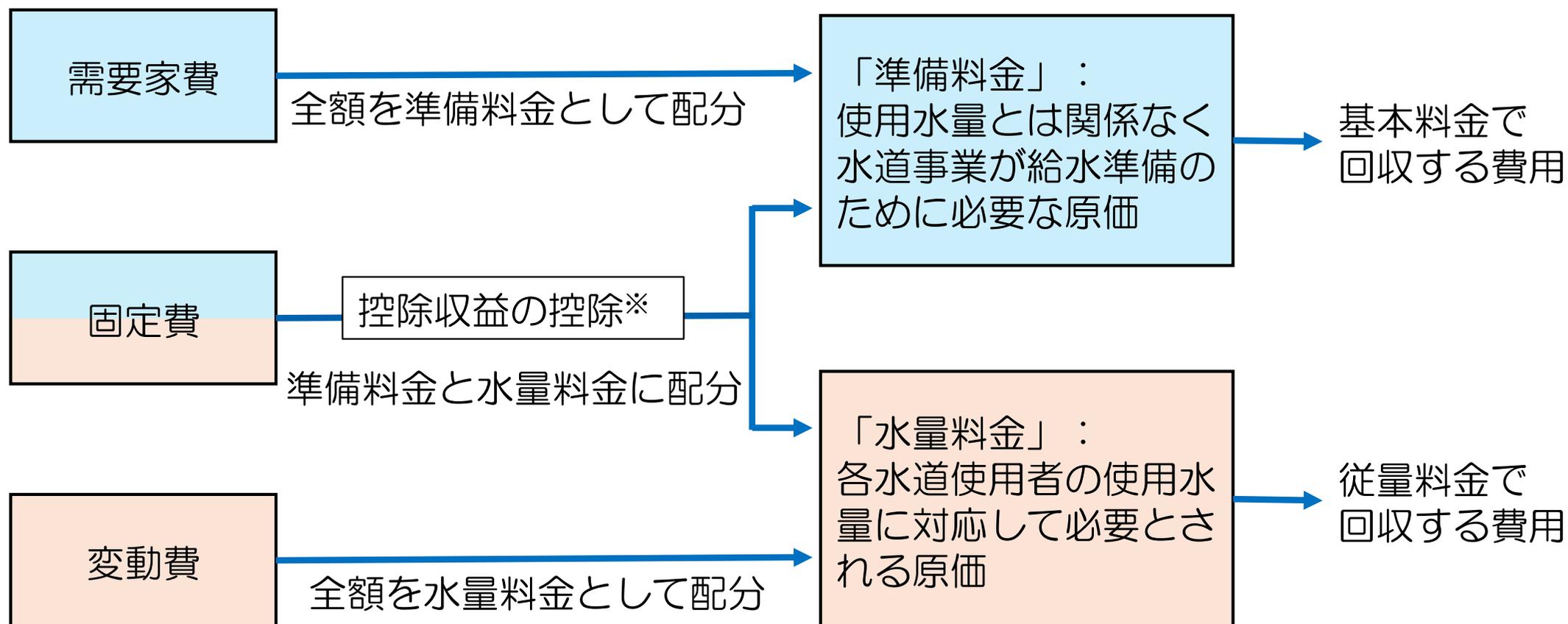
【②総括原価の配分】



2. 料金体系の設定 【②総括原価の配分】

【総括原価の配分の基本的考え方】

需要家費、固定費、変動費を準備料金（固定的な料金）、水量料金（変動的な料金）に配分する。



※公益社団法人日本水道協会発刊の「水道料金改定業務の手引き」（H29.3）P54の記載に従い、固定費の合計額から控除収益を差し引くこととします。

2. 料金体系の設定 【②総括原価の配分】

【固定費の配分】

固定費の配分方法として、「水道料金算定要領」において、4つの配分基準が示されていますが、本検討においては(iv)の配分基準を採用することとします。

なお、(i)につきましては、口径別料金体系を検討する際に用いる基準であり、本町が採用する用途別料金体系では検討対象外としています。また、本町は受水方式であることから、浄水施設を保有していないため(ii)、(iii)についても検討対象外としています。

固定費の配分方法		準備料金の配分割合	水量料金の配分割合
(i)	固定費総額に対し、最大給水量に対する最大給水量と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法	$\frac{(\text{最大給水量} - \text{平均給水量})}{\text{最大給水量}}$	$\text{平均給水量} \div \text{最大給水量}$
(ii)	固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法	$\frac{(\text{浄水施設能力} - \text{平均給水量})}{\text{浄水施設能力}}$	$\text{平均給水量} \div \text{浄水施設能力}$
(iii)	固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と最大給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法	$\frac{(\text{浄水施設能力} - \text{最大給水量})}{\text{浄水施設能力}}$	$\text{最大給水量} \div \text{浄水施設能力}$
(iv)	固定費総額のうち、配水給水部門費を準備料金とし他は水量料金とする方法	$\frac{\text{配水給水部門費}}{\text{固定費}}$	$\frac{\text{配水給水部門費以外の固定費}}{\text{固定費総額}}$

採用

2. 料金体系の設定 【②総括原価の配分】

【固定費の配分の結果】

早島町は受水方式であり浄水施設を保有していないため、固定費総額のうち「減価償却費」、「資産減耗費」、「支払利息」、「資産維持費」は、すべて配給水部門費に分類され、準備料金に配分される。

(千円)

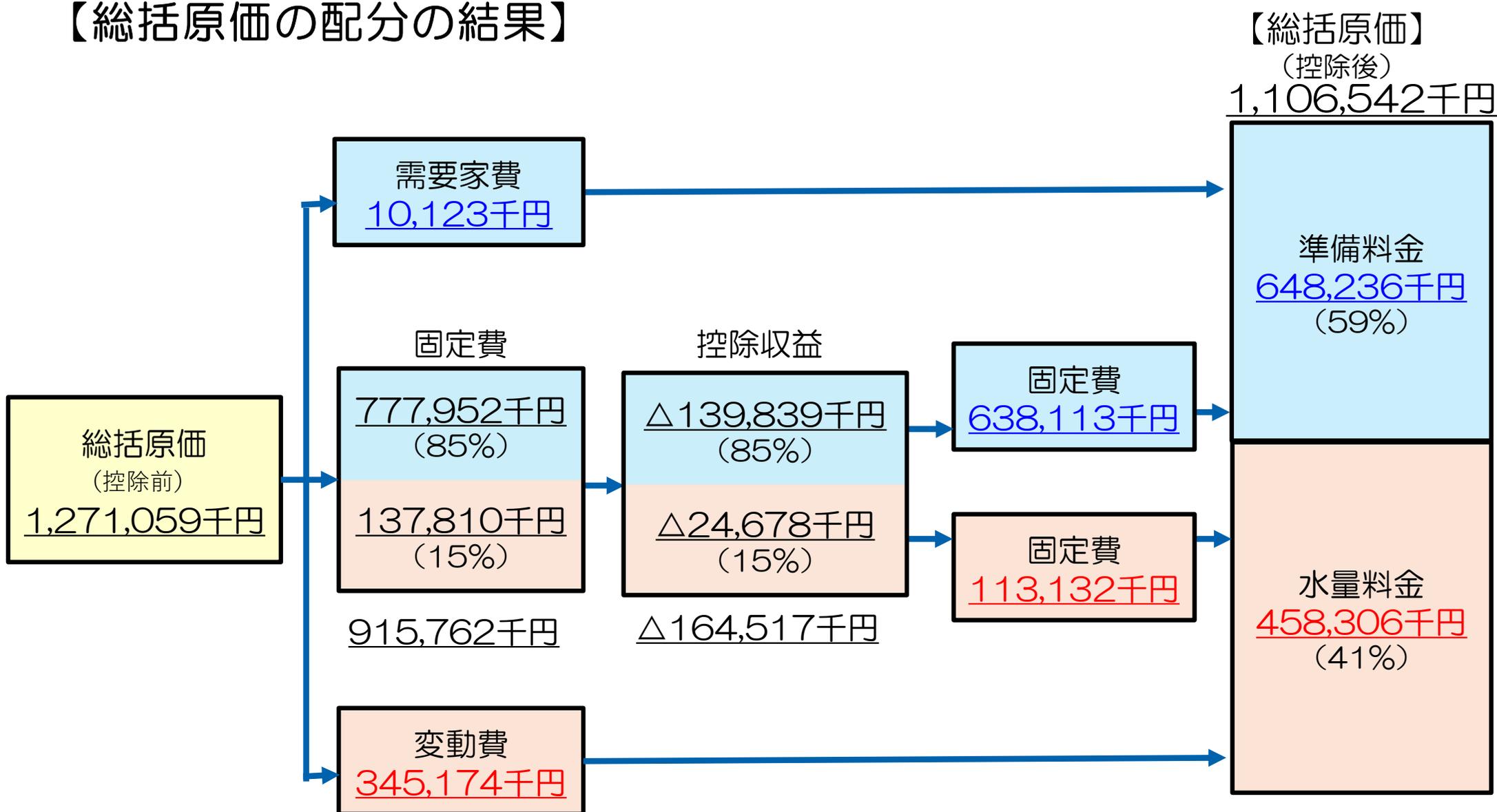
項目	合計 (5年間)
需要家費合計	10,123
固定費合計	915,762
変動費合計	345,174
合計	1,271,059

固定費の配分 (千円)

準備料金	777,952
水量料金	137,810
合計	915,762

2. 料金体系の設定 【②総括原価の配分】

【総括原価の配分の結果】

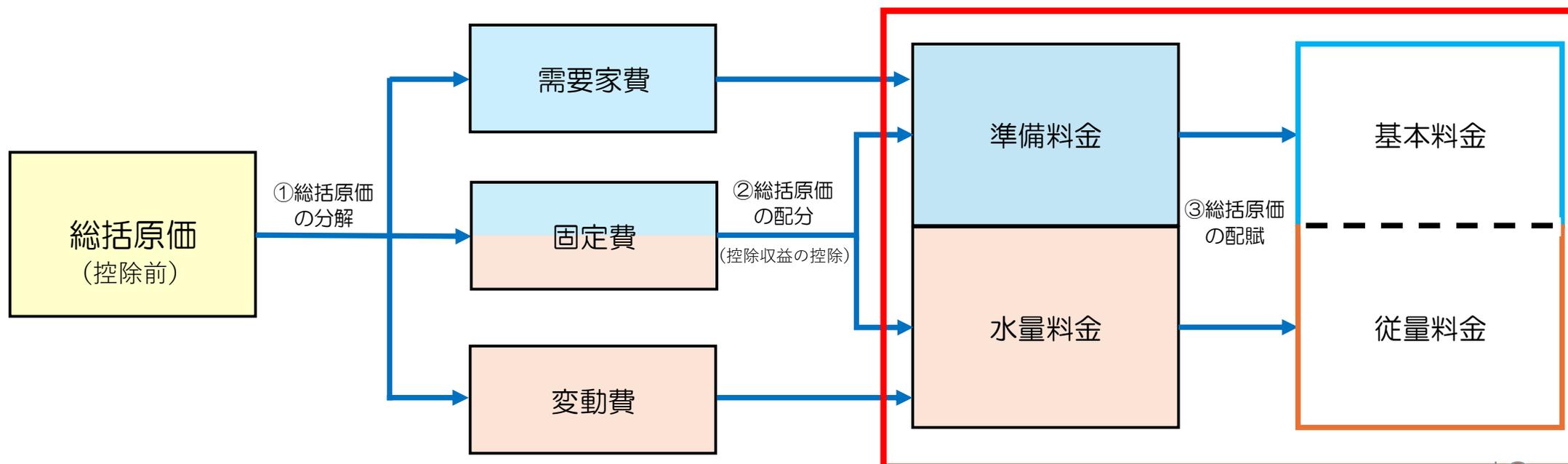
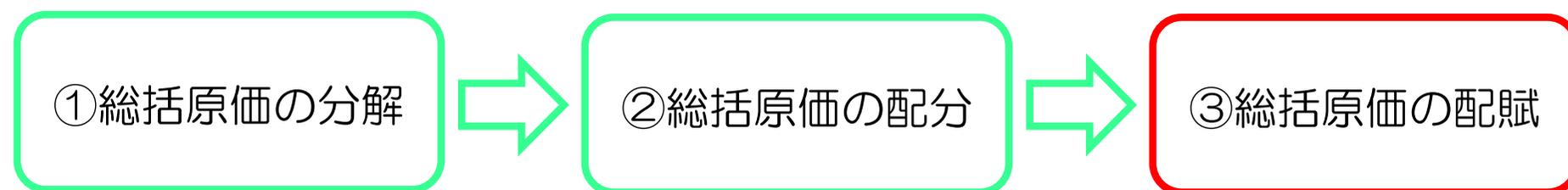


2. 料金体系の設定 【③総括原価の配賦】

【③総括原価の配賦】

準備料金を基本料金に、水量料金を従量料金に配賦する。

※急激な変動を緩和するため、適当な緩和措置を講ずることができる。

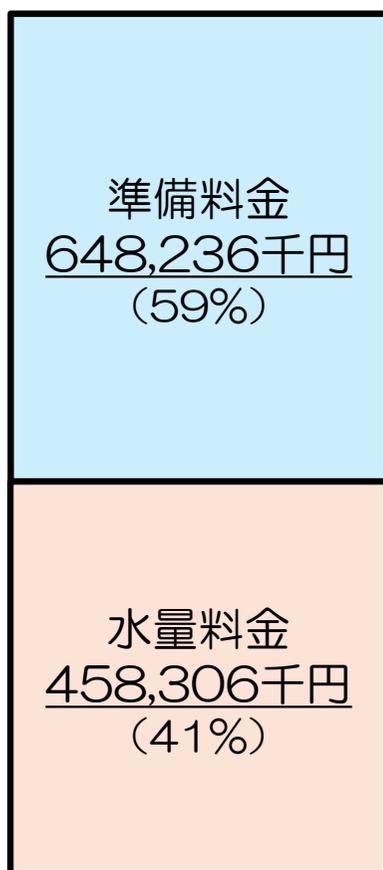


2. 料金体系の設定 【③総括原価の配賦】

総括原価を配分した結果、基本的な考え方に基づく配分割合と比較して、**現行料金では基本料金による収入割合が低い**状況です。

【総括原価の配分結果】

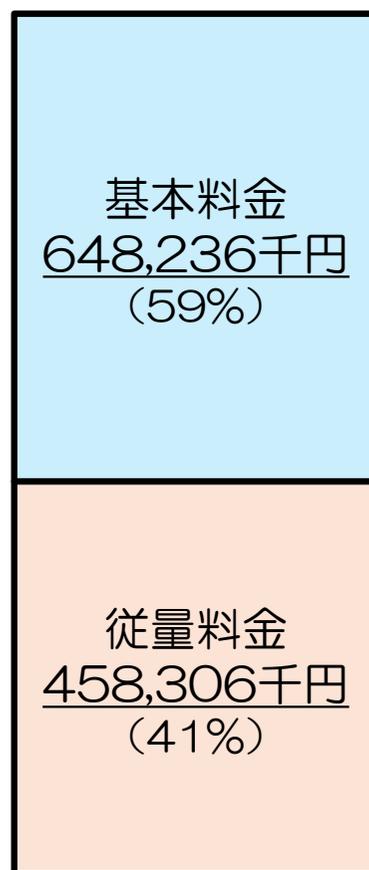
1,106,542千円



配賦 →

【基本的な配分】

1,106,542千円



【現行料金収入の配分状況】

774,675千円



2. 料金体系の設定 【③総括原価の配賦】

【総括原価の配賦の基本的考え方】

総括原価の配分結果により、準備料金を基本料金に、水量料金を従量料金に配賦するが、急激な変動を緩和することも念頭に置き、次のケース①～④を検討しています。（料金平均改定率 43% 相当）

改定案①：基本料金も従量料金もほぼ同じ改定率とする場合
（基本料金改定率 42.90%、従量料金改定率 43.10%）

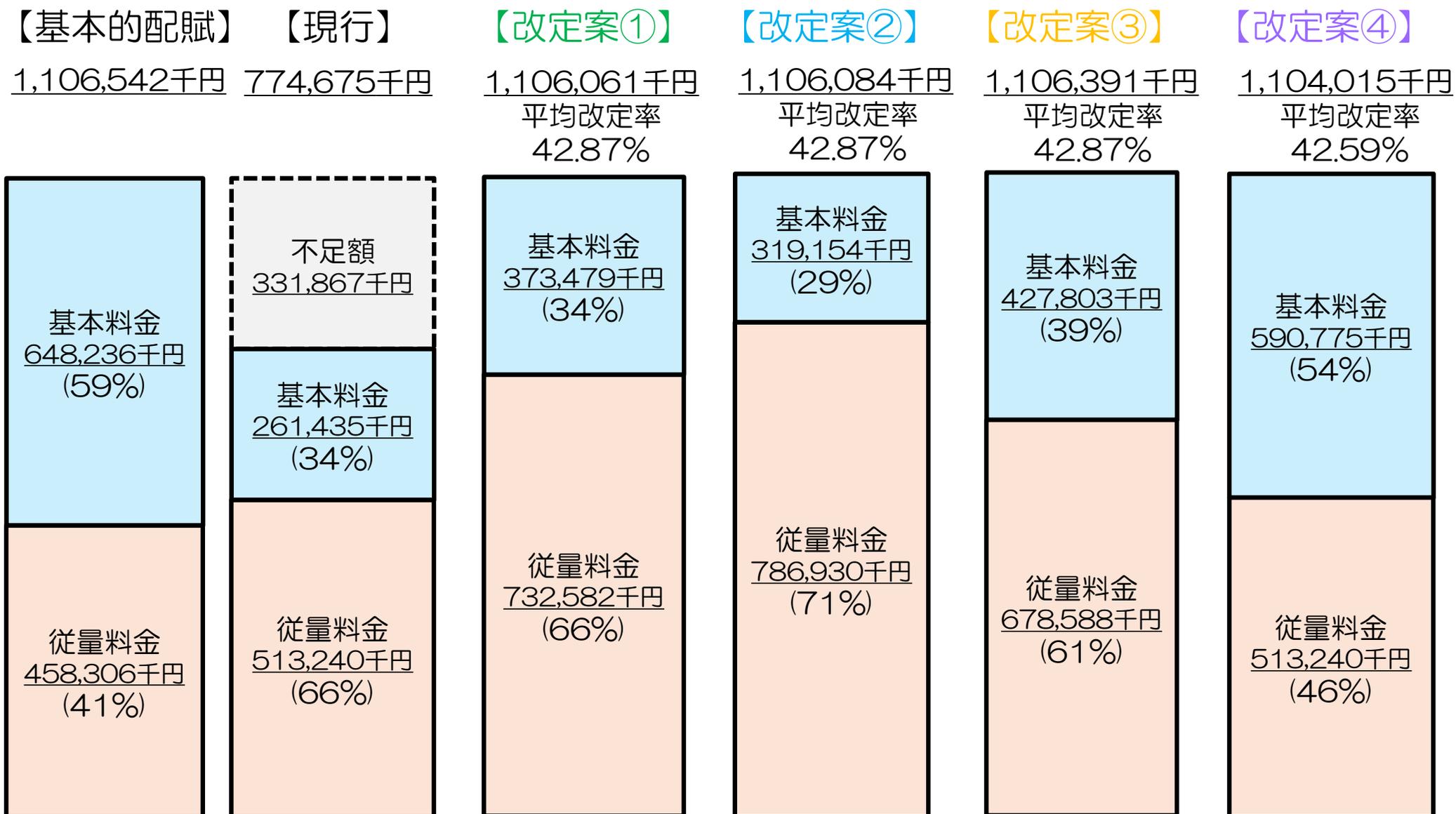
改定案②：基本料金の改定率を抑え、従量料金の改定率を高くした場合
（基本料金改定率 22.08%、従量料金改定率 53.44%）

改定案③：基本料金の改定率を高くし、従量料金の改定率を抑える場合
（基本料金改定率 63.70%、従量料金改定率 32.44%）

改定案④：基本料金のみ改定し、従量料金は改定しない場合
（基本料金改定率 125.91%、従量料金改定率 0%）

※端数処理の関係で改定率が変動しています。

2. 料金体系の設定 【③総括原価の配賦】



※端数処理の関係で平均改定率が変動しています。

2. 料金体系の設定 【③総括原価の配賦】

【水道料金の改定案（1ヶ月_税抜）】

(税抜き)

	使用水量 (1ヶ月分)	現行 ア	改定案① 平均：42.87% 基本：42.90% 従量：43.10%		改定案② 平均：42.87% 基本：22.08% 従量：53.44%		改定案③ 平均：42.87% 基本：63.70% 従量：32.44%		改定案④ 平均：42.59% 基本：125.91% 従量：0%	
			改定額 イ	増減額 イ-ア	改定額 ウ	増減額 ウ-ア	改定額 エ	増減額 エ-ア	改定額 オ	増減額 オ-ア
基本料金	0~10m ³	770 円	1,100 円	330 円	940 円	170 円	1,260 円	490 円	1,740 円	970 円
従量料金	11~30m ³	103 円	147 円	44 円	158 円	55 円	136 円	33 円	103 円	0 円
	31~50m ³	117 円	167 円	50 円	180 円	63 円	155 円	38 円	117 円	0 円
	51~100m ³	131 円	187 円	56 円	201 円	70 円	173 円	42 円	131 円	0 円
	101m ³ ~	145 円	207 円	62 円	222 円	77 円	192 円	47 円	145 円	0 円
臨時用	1m ³ につき	262 円	374 円	112 円	374 円	112 円	374 円	112 円	374 円	112 円

※計算方法（例）

改定案① 基本料金 770円（現行） × 1.4290 = 1,100円
 従量料金 103円（現行） × 1.4310 = 147円
 117円（現行） × 1.4310 = 167円
 131円（現行） × 1.4310 = 187円
 145円（現行） × 1.4310 = 207円

2. 料金体系の設定 【③総括原価の配賦】

【県内市町村の水道料金比較（2ヶ月_税込）】

小口径（φ13mm）								中口径（φ50mm）							
20m ³		40m ³		60m ³		100m ³		100m ³		200m ³		500m ³		1,000m ³	
奈義町	4,600	勝央町	9,020	勝央町	13,860	勝央町	23,980	吉備中央町	52,140	岡山市 ^{※2}	68,442	岡山市 ^{※2}	146,982	岡山市 ^{※2}	288,882
鏡野町	4,400	鏡野町	8,800	真庭市	13,200	新見市	22,770	岡山市 ^{※2}	42,262	笠岡市	62,040	津山市	133,210	勝央町	270,380
勝央町	4,400	奈義町	8,780	鏡野町	13,200	真庭市	22,440	笠岡市	38,940	高梁市	54,340	勝央町	132,880	津山市	267,960
笠岡市	4,356	吉備中央町	8,602	奈義町	13,170	奈義町	22,370	備前市	36,014	津山市	52,360	笠岡市	131,340	吉備中央町	264,440
吉備中央町	4,312	真庭市	8,580	新見市	13,090	鏡野町	22,000	高梁市	34,040	吉備中央町	52,140	吉備中央町	129,690	奈義町	248,410
美作市	4,180	笠岡市	8,536	吉備中央町	12,892	笠岡市	21,956	浅口市	28,940	備前市	51,414	奈義町	122,910	笠岡市	246,840
高梁市	4,060	美作市	8,360	笠岡市	12,716	吉備中央町	21,472	津山市	27,610	勝央町	50,380	赤磐市	121,032	赤磐市	244,232
真庭市	3,960	新見市	8,250	美作市	12,540	津山市	21,450	里庄町	26,400	奈義町	47,610	新見市	120,186	新見市	241,186
早島町④	3,828	高梁市	8,120	高梁市	12,180	美作市	20,900	瀬戸内市	24,640	新見市	47,586	真庭市	115,324	早島町②	234,410
瀬戸内市	3,784	瀬戸内市	7,524	美咲町	11,660	美咲町	20,460	赤磐市	24,012	浅口市	47,420	高梁市	115,240	真庭市	230,824
浅口市	3,780	浅口市	7,370	津山市	11,550	高梁市	20,300	勝央町	23,980	赤磐市	47,112	瀬戸内市	112,640	矢掛町	226,446
赤磐市	3,516	矢掛町	7,326	瀬戸内市	11,264	矢掛町	19,536	奈義町	23,610	瀬戸内市	46,640	早島町②	112,310	瀬戸内市	222,640
矢掛町	3,476	美咲町	7,260	矢掛町	11,176	井原市	19,272	新見市	23,386	真庭市	46,024	矢掛町	110,946	鏡野町	220,000
里庄町	3,410	赤磐市	7,190	井原市	11,176	岡山市 ^{※2}	18,942	真庭市	22,924	鏡野町	44,000	鏡野町	110,000	早島町①	218,966
津山市	3,410	津山市	7,150	浅口市	10,950	瀬戸内市	18,744	鏡野町	22,000	里庄町	44,000	美咲町	108,460	美咲町	218,460
新見市	3,410	井原市	7,128	赤磐市	10,864	赤磐市	18,652	総社市	21,560	矢掛町	42,746	早島町①	105,116	高梁市	216,740
美咲町	3,300	里庄町	6,930	里庄町	10,450	浅口市	18,120	矢掛町	21,296	美咲町	42,460	美作市	104,500	美作市	209,000
井原市	3,080	早島町④	6,094	岡山市 ^{※2}	9,834	里庄町	17,490	美作市	20,900	美作市	41,800	浅口市	102,860	倉敷市 ^{※1}	204,175
早島町③	2,772	岡山市 ^{※2}	5,940	早島町②	9,020	早島町②	16,940	美咲町	20,460	井原市	39,512	備前市	100,914	早島町③	203,566
総社市	2,640	早島町③	5,764	早島町①	8,888	早島町①	16,236	井原市	19,272	早島町②	39,050	井原市	100,232	井原市	201,432
岡山市 ^{※2}	2,618	早島町①	5,654	早島町③	8,756	倉敷市 ^{※1}	15,745	早島町②	16,940	総社市	37,290	倉敷市 ^{※1}	98,025	浅口市	195,260
和気町	2,544	早島町②	5,544	倉敷市 ^{※1}	8,661	早島町③	15,576	早島町①	16,236	早島町①	36,806	早島町③	97,966	里庄町	184,800
備前市	2,464	備前市	5,544	備前市	8,624	備前市	14,784	倉敷市 ^{※1}	15,745	早島町③	34,606	里庄町	96,800	備前市	183,414
早島町①	2,420	総社市	5,500	早島町④	8,360	総社市	14,080	早島町③	15,576	倉敷市 ^{※1}	34,335	総社市	84,480	総社市	163,130
倉敷市 ^{※1}	2,391	倉敷市 ^{※1}	5,317	総社市	8,360	早島町④	13,508	玉野市	14,234	和気町	28,728	早島町④	75,768	早島町④	155,518
早島町②	2,068	和気町	5,224	和気町	7,904	和気町	13,264	和気町	14,228	玉野市	28,534	早島町	73,634	早島町	153,384
玉野市	1,716	玉野市	4,356	玉野市	6,996	玉野市	12,276	早島町④	13,508	早島町④	27,918	和気町	72,228	和気町	144,728
早島町	1,694	早島町	3,960	早島町	6,226	早島町	11,374	早島町	11,374	早島町	25,784	玉野市	71,434	玉野市	142,934

R7年4月1日時点

※1) 倉敷市はR8年3月、4月検針分からの改定額

※2) 岡山市はR8年4月、5月検針分からの改定額

類似団体 里庄町
 勝央町

改定案①：基本料金と従量料金もほぼ同じ改定率とする場合
 改定案②：基本料金の改定率を抑え、従量料金の改定率を高くした場合
 改定案③：基本料金の改定率を高くし、従量料金の改定率を抑える場合
 改定案④：基本料金のみ改定し、従量料金は改定しない場合

2. 料金体系の設定 【③総括原価の配賦】

料金体系の設定案

改定案①～④のいずれの配賦方法とするのか。

料金体系の設定案につきましては、審議会委員の皆様の幅広いご意見を踏まえて、審議会において決めていただきます。